

## ●登戸小学校 地震による災害対応ガイドライン

### 【本ガイドラインの基本的な考え方】

災害を伴う大地震発生の場合、千葉市教育委員会のガイドラインに基づき、登戸小学校では以下のように対応します。

### 【対応の基本】

災害の程度等により多様な状況が想定されるため、学校からの連絡がつく場合にはメール(または電話)で対応について連絡する。メール・電話が不通で学校からの連絡がつかない場合には大きな被害が発生しているものと判断し、可能な限り来校していただき対処する。なお、引渡しを実施する際には、完了するまで学校待機とする。

【地震による対応ガイドライン】

#### ケース 1 児童が学校にいるとき 大地震発生(震度5弱以上) 立っていられないなど大きなゆれの地震 判断1 通信 メール・電話が通じる メール・電話が通じない(含通じにくい) ⇒NTT 災害用伝言ダイヤル 171 へ本ケー 学校からメール・電話で スに該当することを録音(◆) 対応について連絡 判断 2 被害状況 (予想される対応) 大きい場合 軽微な場合 軽微な場合 大きい場合 【授業実施】 【授業】 【授業実施】 【授業】 ○平常授業 ○短縮授業 ○平常授業 ○短縮授業 ○短縮授業 【下校】 ○短縮授業 【下校】 【下校】 ○集団下校 【下校】 ○引渡し・ ○平常の下校 ○引渡し・ ○引渡し・ 一時預かり ○集団下校 一時預かり 一時預かり ○学校留置き ○学校留置き

#### ◆対応について

- ○短縮授業…教育課程を途中で打ち切る。
- ○集団下校…学校職員が引率し、5つの集団下校路によって集団で下校する。
- ○引渡し…保護者に学校へ迎えに来ていただく。(または、保護者の指定する方)
- ○一時預かり…迎えが来るまで学校にて待機する。
- ○学校留置き…学校に避難している形となり、下校しない。

## ケース 2 児童が登下校中 大地震発生(震度 5 弱以上) 立っていられないなど大きなゆれの地震

### ⇒自動的に児童は引渡しになります。

児童	家庭(保護者)	学校
①揺れが治まるまで、その場で	①通学路の安全確認をしながら	①揺れが治まるまで安全を確保
安全確保	徒歩で児童を(探しながら)迎え	②在校児童を <b>校庭に避難</b> させ、
②揺れが治まったら、児童は学	に来る。	在校児童、登下校中の児童の安
校か家の近い方に移動	※引き返したまたは下校した児	否確認
③家に帰っても家族がいない場	童を確認したら、子供が家に戻	③引渡しメール発信、正門、西門
合は、書き置きをして大人のい	ったことを学校に連絡する。	に「引渡し実施」と掲示。掲揚塔
る安全な場所に避難	「○年○組【名前】は無事に家に	に青旗
	戻ってきました。」	④児童の <b>引渡し</b>
		※迎えが来ない児童は一時、学
		校で保護する。
		⑤職員は、児童の安否確認をし、
		地区パトロールをする。

# ケース3 児童が家にいるとき 大地震発生(震度5弱以上) 立っていられないなど大きなゆれの地震

### ⇒自動的に児童は自宅待機になります。

家庭・児童	学校
①千葉市学校連絡メール等で状況把握	①「自宅待機」メールを発信
②学校再開の連絡を待つ。	②情報収集と学校再開に向けて関係諸機関との調
	整

### ◆NTT 災害用伝言ダイヤル使用法

- 1 伝言を聞くとき
  - ①171をダイヤル⇒ガイタンス
  - ②2⇒ガイタンス
  - ③043-241-2321 (学校の電話番号)
    - ⇒ガイタンス
  - ④1⇒再生

- 2 伝言を入れるとき(参考)
  - ①171をダイヤル⇒ガイタンス
  - ②1⇒ガイタンス
  - ③043-241-2321 (学校の電話番号)
    - ⇒ガイタンス
  - ④1⇒録音